

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	身体障害者手帳関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

庄原市は、身体障害者手帳関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島県庄原市長

公表日

令和7年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者支援に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき、対象者に身体障害者手帳を交付している。 ①身体障害者手帳の交付、申請の受理 ②身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者手帳の交付台帳の整備に関する事務 ④氏名の変更、居住地を移したときの届出の受理 ⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	民生オンラインシステム、障がい者福祉システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳システムデータファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表 第20項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供> 番号法第19条第8号で規定する主務省令の表の第3欄が「都道府県知事」の項目のうち第4欄に「身体障害者手帳」が含まれる項(14,18,20,25,37,42,48) <情報照会> (情報提供ネットワークによる照会を行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	庄原市 生活福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	庄原市 生活福祉部 社会福祉課 727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1210
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	庄原市 生活福祉部 社会福祉課 727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1210

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を原則とし、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月6日	I-5-①	庄原市 社会福祉課	庄原市 生活福祉部 社会福祉課	事後	
平成29年3月6日	I-5-②	社会福祉課長 毛利久子	社会福祉課長 稲垣寿彦	事後	
平成29年3月6日	I-7	庄原市 総務課	庄原市 総務部 総務課	事後	
平成29年3月6日	I-8	庄原市 社会福祉課	庄原市 生活福祉部 社会福祉課	事後	
平成29年3月6日	II-1(いつ時点の計数か)	平成27年3月31日時点	平成28年3月31日時点	事後	
平成29年3月6日	II-2(いつ時点の計数か)	平成27年3月31日時点	平成28年3月31日時点	事後	
平成30年1月11日	II-1(いつ時点の計数か)	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	
平成30年1月11日	II-2(いつ時点の計数か)	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	
平成31年1月25日	II-1(いつの時点の計数か)	平成29年3月31日時点	平成31年1月25日時点	事後	
平成31年1月25日	II-2(いつの時点の計数か)	平成29年3月31日時点	平成31年1月25日時点	事後	
平成31年1月25日	I-5-②	社会福祉課長 稲垣寿彦	課長	事後	
平成31年1月25日	IVリスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正により様式が変更されたため
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二(なし) (情報提供) 番号法第19条第7号 別表第二(16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項)	(情報照会) 番号法第19条第8号 別表第二(なし) (情報提供) 番号法第19条第8号 別表第二(16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項)	事後	法令改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月28日	Ⅱ-1(いつの時点の計数か)	平成31年1月25日 時点	令和4年10月28日 時点	事後	再評価に伴う記載の修正
令和4年10月28日	Ⅱ-2(いつの時点の計数か)	平成31年1月25日 時点	令和4年10月28日 時点	事後	再評価に伴う記載の修正
令和5年10月13日	I-4-②法令上の根拠	(情報提供)番号法第19条第8号 別表第二 (17、37、38、41、67、71、72、99、135、146の 項)	(情報提供)番号法第19条第8号 別表第二 (10、14、16、16の2、20、27、28、31、53、54、 55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の 項)	事後	法令改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	I-1-③	民生オンラインシステム	民生オンラインシステム、障がい者福祉システム、中間サーバー	事後	再評価に伴う記載の修正
令和7年3月27日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一第11の項	番号法 第9条第1項 別表 第20項	事後	法令改正に伴う変更
令和7年3月27日	I-4-②	(情報照会)番号法第19条第8号 別表第二(なし) (情報提供)番号法第19条第8号 別表第二(10,14,16,20,27,28,31,53,54,55,56,57,79,85,106,108,116の項)	<情報提供>番号法第19条第8号で規定する主務省令の表の第3欄が「都道府県知事」の項目のうち第4欄に「身体障害者手帳」が含まれる項(14,18,20,25,37,42,48) <情報照会>(情報提供ネットワークによる照会を行わない)	事後	法令改正に伴う変更
令和7年3月27日	I-7	庄原市 総務部 総務課 727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1111	庄原市 生活福祉部 社会福祉課 727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1210	事後	再評価に伴う記載の修正
令和7年3月27日	II-1	令和4年10月28日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	再評価に伴う記載の修正
令和7年3月27日	II-2	令和4年10月28日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	再評価に伴う記載の修正
令和7年3月27日	IV-8	-	(人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か)十分である (判断の根拠) 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を原則とし、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年3月27日	IV-11	-	(最も優先度が高いと考えられる対策) 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 (当該対策は十分か【再掲】) 十分である (判断の根拠) アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。	事後	様式変更に伴う項目の追加